

# 高萩市地域防災計画を改定

市では、市域で発生する風水害や地震をはじめとする自然災害、火災、事故などによるさまざまな大規模災害に対応するための計画「高萩市地域防災計画」を改定しました。特に今回の改定は、東日本大震災で明らかになった多くの課題や教訓をふまえて、災害時に市民、地域、行政及び関係機関が連携して、迅速かつ的確に対応できるようにするため、防災会議や議会からの意見をふまえて、全面的な見直しを行いました。

## 防災目標

**自分で守り、地域で助け合う、安全・安心なまち**

### 地域防災計画の防災目標と基本方針

これからの防災対策においては、市民が自らの身の安全は自らが守るという「自助」、地域社会が互いに助け合う「共助」、市や防災関係機関による施策である「公助」の適切な役割分担に基づき、市民、企業、地域、行政及び防災関係機関等が一体となって、災害対策を計画的かつ総合的に実施していく必要があります。

また、今後のまちづくりにおいては、21世紀高萩ビジョンで示された「こころの里City」実現に向けたまちづくりと一体的に、高萩市の独自性（自然、歴史、文化等）に根ざした防災まちづくりを進める必要があります。

以上に基づき、高萩市における「防災目標」を『自分で守り、地域で助け合う、安全・安心なまち』と決めました。

また、新しい地域防災計画では、基本方針を次のとおり決めました。

### 【基本方針】

- ①東日本大震災の教訓を踏まえ、同震災クラスの最大級の地震や津波などの自然災害を想定した防災対策の確立を図ります。
- ②災害による被害を最小限とするため、災害の予防、発災時の応急対策および復旧・復興対策を含む総合的な計画とします。
- ③「誰が」、「何をすべきか」を明示した具体的な計画とします。
- ④高萩市および防災関係機関はもとより、「自らの身の安全は自らが守る」との観点から、市民、地域、事業者の役割も明示した計画とします。

### 【高萩市地域防災計画における各計画の概要】

項目	計画の概要
総 則	<p>計画の目的、構成、市の防災目標及び基本方針、計画の主体と役割、想定される災害等を示しています。</p> <p>■計画の概要 ■高萩市の防災目標 ■計画の主体と役割 ■高萩市における災害の歴史 ■高萩市における被害の想定</p>
災害予防計画	<p>災害の発生を防止し、または被害を最小限にするため、平常時に実施すべき予防対策を定めています。</p> <p>■防災体制の整備 ■地域防災力の向上 ■災害予防対策の推進</p>
災害応急対策計画	<p>災害発生時に、被害を未然に防止し、または災害の拡大を防止するための応急的な対策を定めています。</p> <p>■災害応急活動体制の確立 ■情報収集伝達・警戒活動 ■消火、救助、救急、医療救護活動 ■避難活動 ■緊急輸送及び交通規制 ■施設の応急復旧 ■社会環境の確保 ■各種災害の応急対策 ■被災者の生活の支援</p>
災害復旧・復興対策計画	<p>被災者の生活再建や地域の復旧に関する事業、将来の災害に備える事業などに関する計画を定めています。</p> <p>■災害復旧計画 ■災害復興計画</p>
原子力災害対策計画	<p>原子力事故による被害の発生及び拡大を防止するためにとるべき措置を定めています。</p> <p>■原子力災害予防対策 ■緊急事態応急対策 ■原子力災害中期対策</p>

この計画に基づく行動を実施するにあたっての具体的な手順・方法・配慮事項等について、以下のマニュアルを作成しています。

- ・災害時職員行動マニュアル・・・市職員による災害応急対策の手順・内容等
- ・避難所運営マニュアル……………避難所の開設・運営等に関する手順・内容等
- ・災害時要援護者支援マニュアル……要援護者の避難支援等に関する手順・内容等

#### 原子力災害対策計画編の追加

東日本大震災による東電福島第一原発の事故をふまえ、市域の一部が緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）に該当することとなったため、新たに原子力事故災害の発生及び拡大を防止するための計画を定めました。

●問い合わせ

危機対策課

☎23-2215

## 茨城県による津波浸水予想結果



- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 津波浸水想定は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
- 津波による浸水域や浸水深等は、「何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深等は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 浸水域や浸水深等は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。
- 東北地方太平洋沖地震に伴う津波の浸水区域（実績）は、実際の浸水域等とは異なる場所があります。

「高萩市地域防災計画」の全文は市のホームページに掲載する予定です。

## 地域防災計画改定の重点項目

東日本大震災の経験・教訓をふまえ、地震・津波などの自然災害から市民や本市を訪れる皆さんの生命、財産を守るため、このたびの地域防災計画の改訂にあたり、特に以下の3つの項目に重点をおいて取り組みを進めました。

### 【重点項目】

1. 津波避難対策の強化  
津波避難施設の整備 など
2. 地域防災力の強化  
自主防災組織の設立・育成 など
3. 災害時の対応力強化  
役割分担の明確化 など

## 計画内容の主な見直し

### 津波避難対策の強化

津波発生時に市民や観光客の安全確保を図るため、沿岸部における避難場所や津波避難ビル、避難路など避難施設の整備、避難勧告・避難指示の発令基準の明確化、災害時要援護者などの避難誘導體制の強化、住民への津波に対する知識の普及啓発など、津波対策の強化を計画に盛り込みました。

### 情報提供手段の充実

東日本大震災の経験をふまえ、市民の避難誘導や情報提供の手段の充実が求められていることから、従来の広報車や拡声器等による広報に加えて、防災行政無線の整備、コミュニティFMの活用、エリアメールやインターネットの活用など、災害時の情報提供手段の多重化を図ることとしました。

### 地域防災力の向上

地域防災力の向上を図るため、市民や自主防災組織、事業所などの役割を明確にし、市民の防災意識の向上、自主防災組織など防災活動体制の強化、災害時要援護者の支援体制の強化について計画に位置づけました。

### 役割分担の明確化

従来の計画では各対策の担当部署が不明確であり、災害対策の各段階において「誰が」「何をすべきか」の役割分担を明確にするため、実施主体となる担当課、関係機関を明記しました。

### 避難所運営方法などの明確化

東日本大震災では避難所運営の混乱がみられたことから、避難所運営担当職員の役割、避難所の運営体制、避難所における女性や災害時要援護者などへの配慮、福祉避難所の開設、愛玩動物の取り扱いなど、避難所運営に係る考え方を明確に位置づけました。